

○一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日付け国自旅第71号）の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国自旅第71号 平成13年8月29日</p> <p>一部改正 平成14年7月1日</p> <p>一部改正 平成16年6月30日</p> <p>一部改正 平成17年4月28日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日</p> <p>一部改正 平成19年7月25日</p> <p>一部改正 平成20年6月27日</p> <p>一部改正 平成21年9月29日</p> <p>一部改正 平成22年8月18日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p> <p>一部改正 平成28年12月20日</p> <p><u>一部改正 令和5年12月28日</u></p>	<p style="text-align: right;">国自旅第71号 平成13年8月29日</p> <p>一部改正 平成14年7月1日</p> <p>一部改正 平成16年6月30日</p> <p>一部改正 平成17年4月28日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日</p> <p>一部改正 平成19年7月25日</p> <p>一部改正 平成20年6月27日</p> <p>一部改正 平成21年9月29日</p> <p>一部改正 平成22年8月18日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p> <p>一部改正 平成28年12月20日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流</u>・自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針</p>
<p>1. (略)</p> <p>2. 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理については、別紙のとおり処理方針を定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という）においては、その趣旨を十分理解の上、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うこととされたい。</p> <p>各局等において本処理方針に基づき新たな審査基準を定めるときは、その内容を事前に本省と調整されたい。</p> <p>また、本処理方針は、国土交通大臣権限の申請に対する処分の審査基準としても適用することとする。</p> <p>なお、本件については、<u>公益</u>社団法人日本バス協会会長及び<u>一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会</u>会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理については、別紙のとおり処理方針を定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という）においては、その趣旨を十分理解の上、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うこととされたい。</p> <p>各局等において本処理方針に基づき新たな審査基準を定めるときは、その内容を事前に本省と調整されたい。</p> <p>また、本処理方針は、国土交通大臣権限の申請に対する処分の審査基準としても適用することとする。</p> <p>なお、本件については、社団法人日本バス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。</p>

【別紙】

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1)～(8) (略)

(9) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあっては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

②～③ (略)

(10) (略)

(11) 許可に付す条件

① 1(9)①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこと。

② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこと。

(12)～(13) (略)

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1(2)～(10)の定めるところに準じて審査すること。

(2) (略)

3. ～9. (略)

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。

2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗

【別紙】

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1)～(8) (略)

(9) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

②～③ (略)

(10) (略)

(11) 許可に付す条件

(新設)

運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこと。

(12)～(13) (略)

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1(2)～(8)、(10)の定めるところに準じて審査すること。

(2) (略)

3. ～9. (略)

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。

2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗

合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和5年12月28日 国自旅第272号）

本処理方針は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。